

No.	政策	頁	点検・評価報告書内 対象部分	意見	回答	関係課
1	1	6,15 ,17	1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策） 取り組み3 特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整備	インクルーシブ教育の推進に力を入れているのは素晴らしいです。そのために支援級の授業に関する担当教員への継続的な研修が必要ではないかと思います。特に、年次ごとに人が代わる可能性が高い臨時任用職員への研修をしていく必要があるのではないかと思います。（臨時任用の先生が支援級をメインで持つこともあると思います。）また若い職員は、大学では自身の教科については研究してきたと思いますが、特別支援級への授業の在り方については、大学の授業で丁寧に扱われないこともあると思います。以上の理由からインクルーシブ教育を進めていく上で、制度の確立や特別支援学級実施校を増やすことも重要ですが、実働する教員の授業のやり方などについての研修もしっかりと充実させていく必要があると思います。 ※P.17の表の下から2段目にある、【特別支援教育に関する研修等の実施】というのは誰に対する研修でしょうか。	臨時的任用職員や若手教員を含めた新担当者は、県教育委員会主催の「特別支援学級新担当教員研修会」に参加することに加えて、市では年2回「特別支援学級担当者会」を開催し、全担当者へ授業づくり等の研修を行っています。また、「学校全体での支援体制と意識の醸成」に向けて、管理職や教育相談コーディネーターが参加する「特別支援教育担当者会」を年2回開催しています。さらに、今後は年1回実施している「インクルーシブ教育研究会」に通常の学級の教員の参加を促していきます。 P.17の表の下から2段目にある、【特別支援教育に関する研修等の実施】については、教職員を対象とした研修です。	学校教育指導課
2	1	7	2. 指標の推移	小中学校の目標値の設定に関してですが、小学校に比べて中学校の目標値が低く設定されている理由や背景は承知しているところではありますが、小中継続した指導が前提であることを考えると、指導の継続性や蓄積といった観点から、小学生よりも中学生の時点で数値が少しでも高めていく方向に取り組むことが求められる中で、中学校の目標値が小学校の目標値よりも低くされていることは課題があると捉えられます。 以上のことから、目標値を設定した際の考え方と今後の目標値の設定について、見解を伺いたい。	本報告書では、各政策の「2. 指標の推移」において教育基本計画で定めた指標について各年度の実績値を記載しています。そこでは「R12時点の目標値」として、これまでの推移の傾向から算出した数値を定めていますが、この数値は目指すべき数値ではなく、あくまで傾向から見た予測値となります。そのため、中学校は各年度の実績値が小学校よりも低いため、推移の傾向から算出した目標値も低く設定されています。 また、教育政策の効果は短期的に効果が表れるものではなく、中長期的な期間で表れるものと考え、点検・評価では実際の施策の内容や数年間の指標の値などから総合的に評価を行い、政策の効果や改善点を検証していくこととしていることから、評価の目安となる予測値として「R12時点の目標値」を示しています。 小中継続した指導が前提であることから、指導の継続性や蓄積といった観点は、教育委員会として大変重要なことと認識し、令和5年度に導入した統合型校務支援システムでの9年間の児童・生徒のデータの蓄積・活用をはじめ、あらゆるデータや手法を活用し、継続した指導に努めており、その結果、児童生徒意識調査等の調査で肯定的な数値の増加へつなげていきたいと考えます。 また、今後の目標値の設定については、次回の点検・評価から中間見直し後の計画期間となることから、よりわかりやすい点検・評価を行えるよう目標値の在り方から検討していきます。	教育総務課 教育センター 学校教育指導課
3	1	10,13,17	1-1 地域の教育資源を生かした学校運営（重点施策） 取り組み3 教育活動を支える人的支援 1-3 児童・生徒の学びを支える人的支援と教材・ICT環境の充実 取り組み1 教育活動を支える人的支援を実施（再掲） 1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策） 取り組み3 特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整備	インクルーシブ教育について…補助員がいたとしても、地域の学校で重度の障がいがあるお子さんの対応は難しいと思います。障がいのある子供が地域の学校に通う目的の一つに、交流級での活動があると思いますが、コミュニケーションが難しい場合（排泄も難しい状況の場合）特別支援学校の方がよりきめ細かなサポートが受けられ、子供にとっても良い場合もあると思います。P.13の表にあるふれあい補助員（個別支援）の数が8名という現状では、インクルーシブ教育を推進している中でも、障がいの状態によっては地域の学校では難しさもあると思います。 P.17にあるように、256名もの就学相談がある現状に驚きました。（もうすでにやられているとは思いますが）地域の学校の特別支援級だけではなく、特別支援学校とも連携してより良い進学先を考えていくことが大切だと思います。子供たちや保護者の方が、地域の学校と支援学校のメリットデメリットを把握できる機会があると良いなと思いました。（個別対応は大変なので、研修会のような形で一度に発信できると良いかなと） また、“茅ヶ崎特別支援学校”については文章の中で触れないのでしょうか。	本市では、障がい児の通園型施設である児童発達支援センター等において、保護者や職員を対象に就学相談の流れや、それぞれの学び場について説明する機会を設けており、就学相談の際には、特別支援学級や県立特別支援学校の見学も行い、幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた学び場について、丁寧に説明を行っています。また、特別支援学校との緊密な連携を図っており、特別支援学校と市教育委員会において情報交換の機会も設けています。 個別支援担当のふれあい補助員や学校看護介助員は、その必要性を就学相談等で把握し、児童・生徒の教育的ニーズに応じて派遣を行っています。 なお、県立茅ヶ崎支援学校との交流事業については、P.17の活動内容として記載していますが、文章としては市の取り組みを中心に記載しているため、P.17の「○取り組み内容（実績）」や「○取り組みの効果」として文章では記載していませんが、P.41の政策3で公民館との取り組みについて記載しているように、注力して取り組んできたことに関して、記載を検討していきます。	学校教育指導課 教育総務課
4	1	10	1-1 地域の教育資源を活かした学校運営（重点施策） 取り組み3 教育活動を支える人的支援	「ICT支援員の真に必要なとする業務」を精査とありますが、具体的にどのように整理されたのか（支援内容、方法等）、伺いたい。	従来の多種多様な業務を行うICT支援員ではなく、現場が本当に困る『クリティカルな局面』や『専門性の高い業務』にICT支援員を集中させ、機器故障等の現場の困り事はヘルプデスク等へ連絡をするよう整理し、周知しました。	学校教育指導課
5	1	13	1-3 児童・生徒の学びを支える人的支援と教材・ICT環境の充実 取り組み1 教育活動を支える人的支援を実施（再掲）	拠点校指導員用の指導教材に関して、具体的な内容について、伺いたい。	小・中学校別に、1人の拠点校指導教員が複数人の初任者指導を担当しています。そこで、拠点校指導教員が、教材研究を深め、適切な指導・助言を行えるよう、初任者が担当する学年・教科に応じて、当該校に児童・生徒が使用する教科用図書を配備しています。	教育センター
6	1	13	1-3 児童・生徒の学びを支える人的支援と教材・ICT環境の充実 取り組み1 教育活動を支える人的支援を実施（再掲）	「わたしたちの茅ヶ崎」（デジタル版）の具体的な指導事例について伺いたい。	「わたしたちの茅ヶ崎」は、小学校社会科資料集として小学校3年生から活用が始まり、中学校地域学習副読本として小学校高学年、中学校で活用できる内容となっています。ともに、自分たちが暮らすまちの様子や課題を自分事として捉え、学びを深められるよう、学習内容に応じて活用できるようにしています。また、「茅ヶ崎の学習調査研究委員会」では、研究員が担当する学年の児童・生徒の探究的な学びや地域学習の在り方について、授業実践を積み重ねながらその活用方法を研究しているところです。具体の事例といたしまして、小学校では6年生の「茅ヶ崎の魅力」を調べる学習や、地域のハザードマップや地域資料を併用した5年生での防災学習の実践があります。また、中学校では、茅ヶ崎の古地図を活用した歴史学習、茅ヶ崎市の統計データを活用した地方自治に関する学習などがあります。 本研究委員会は1期3年として、調査研究のバトンをつないできました。その成果については、市調査研究発表会や研究集録を通して、市内教職員に発信しています。	教育センター

No.	政策	頁	点検・評価報告書内 対象部分	意見	回答	関係課
7	1	14	1-3 児童・生徒の学びを支える人的支援と 教材・ICT環境の充実 取り組み3 教育ICT環境の整備と活用	ICT支援員が業務内容の整理に伴い派遣時数が削減されているが、教職員のモチベーションとの関連性について伺いたい。	ICT支援員によるこれまでの支援により、教職員が支援に頼らず解決できることも増えてきており、派遣時数の削減による教職員のモチベーション低下への影響は少ないものと考えます。しかしながら、今後、これまで以上に校務や授業におけるICTの利活用が進むことから、引き続き学校からの声を汲み取りながら、必要に応じて、ICT支援員の派遣時数増加について検討していきます。	学校教育指導課
8	1	14	1-3 児童・生徒の学びを支える人的支援と 教材・ICT環境の充実 取り組み3 教育ICT環境の整備と活用	教育現場でのICT機器の活用が高まっていますが、一方デジタル教科書に対する課題も多く聞かれます。バランスの取れた教育環境を検討して欲しいと思います。	デジタル教科書は、視覚的に分かりやすく、音声読み上げ機能が、読み書きが苦手な児童・生徒にも学びやすい環境を提供することができることから、「個別最適な学び」の保障につながります。一方で、デジタル教科書への慣れや児童・生徒の学びの環境を豊かにする観点から、児童・生徒の教育的ニーズや学習内容等に応じて、これまでの教科書と学習者用デジタル教科書を併用していくことが効果的であると考えています。 今後は、現在、実施している学校における検証を参考にしながら、国の動向を注視し、本市の実情に応じたデジタル教科書の活用について研究していきます。	学校教育指導課
9	1	14	1-3 児童・生徒の学びを支える人的支援と 教材・ICT環境の充実 取り組み3 教育ICT環境の整備と活用	情報モラル教育に関し、情報モラル教材「GIGAワークブック」の活用状況について伺いたい。	「GIGAワークブック」については、令和8年4月末にLINEヤフー みらいプロジェクトから提供をいただき、本市の完成版として学校に周知をしたばかりであることから、活用については、今後、各学校の情報推進担当が集まる担当者会において、指導主事が本ワークブックを使用するワークショップを実施したり、担当者がそれぞれの学校で伝達研修を行ったりする予定です。	学校教育指導課
10	1	15	1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策） 取り組み1 本市のインクルーシブ教育の施策充実に向けた検討	インクルーシブ教育検討委員会において、検討された内容と、今年度の取組に反映したものについて伺いたい。	インクルーシブ検討委員会は令和7年度に2回開催し、特別支援学級の整備計画、通級指導教室のあり方、インクルーシブ教育推進に向けたソフト面について協議されました。全ての子どもが居住する地域の学校に通えるよう、令和12年度までに特別支援学級全校整備を目指す計画が共有されました。令和8・9年度で計4校の小・中学校への開設準備を進める一方、教室確保が今後の大きな課題として確認されました。 通級指導教室に関しては、教員が各学校を訪問する「巡回型」の導入が議論されましたが、多数の教材運搬の負担や個人情報 の適切な保管、指導時の相談相手の不在など多くの課題が指摘されました。そのため、自校に施設がある利点も踏まえ、引き続き市としての方向性を検討することとなりました。 ソフト面では、教職員の研修や学校組織のあり方について活発な議論が交わされました。インクルーシブ教育は特定の担当教員だけが担うものではなく、全教職員で子どもたちを見るという意識の醸成が不可欠であるとされました。将来的な施設の老朽化や建て替えも見据え、全教員が気軽に児童・生徒の情報を共有し合える職員室の環境づくりなど、次期学習指導要領が示す「多様性の包摂」を実現するための学校の姿について、多角的な視点から意見交換が行われました。 令和7年度はこれらの検討内容を基に、インクルーシブな学校づくりに向けて、教職員が日々の実践を振り返るためのリーフレットの作成に向けて、検討を始めました。このようにインクルーシブ検討委員会での検討内容を教職員に共有し、実践へと生かせるよう取り組みを進めていきます。	学校教育指導課
11	1	16	1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策） 取り組み2 国籍や性別などによらない教育環境の整備	茅ヶ崎市の外国に繋がりのある児童生徒への具体的な対応と母語指導について伺いたい。	外国につながるのある児童・生徒への対応については、各学校の要請に応じて、日本語指導協力者を派遣しており、週2回程度日本語指導を行っています。具体的な内容については、日本語の基礎的・基本的な学習、教科の基礎学習の援助、日本の生活習慣への適応の援助、学校からの諸文書等の翻訳等があります。母語指導については、多岐に渡るため、必ずしも全ての対象児童・生徒の母語に対応できているわけではありませんが、その場合は、1人1台端末の翻訳機能等も活用しながら、対応しています。	学校教育指導課
12	1	16	1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策） 取り組み2 国籍や性別などによらない教育環境の整備	人権移動教室とは、どのような内容で対象は誰でしたか。	県教育委員会の主催により、人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に講演会形式で実施しています。令和7年度は国境なき医師団のDVD視聴と横浜国際人権センター会長による人権尊重、生命の尊さ、国際理解をテーマとした講演を実施しました。 移動教室と名前が付くように、実施校に講師の方が赴いての講演会となっており、実施校の児童・生徒及び教職員、保護者を対象としたものです。	学校教育指導課
13	1	18,19	1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策） 取り組み4 いじめ、不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援	不登校生の数に対し、あすなろ教室に通う生徒の数が少ないのではないかと思います。在宅で保護者が見ているということでしょうか。 市内は広いので、遠方の子供があすなろ教室に通うことが難しい場合もあると思います。市内数か所にあすなろ教室を設置することは可能でしょうか。	茅ヶ崎市立小・中学校の不登校児童・生徒数の調査結果では、あすなろ教室に通室した児童・生徒の平均割合は、過去5年間ににおいて約5%となっています。不登校児童・生徒にとってのその他の居場所・学習の場としては、1人1台端末を利用した家庭学習、校内教育支援センター（学校の別室）、フリースクール等の民間施設等、児童・生徒の実態に応じて選択できる場が増えています。 不登校の要因は多様かつ複雑であることから、その支援・対策も多岐にわたり、課題等を整理しているところです。市内におけるあすなろ教室の複数設置については、不登校児童・生徒の支援の選択肢の一つとして考えられますが、施設を増設することは現時点では非常に難しいことと考えています。	教育センター
14	1	19	1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策） 取り組み4 いじめ、不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援	「ふれあい相談」から正式な相談へと引き継がれた件数の有無とその後の展開について、伺いたい。	各学校において、「ふれあい相談」から学校の支援会議やスクールカウンセラー、外部機関等への正式な相談へと引き継がれた件数については、現在のところ集計していません。しかしながら、「ふれあい相談」から具体的な支援へとつなげる流れについては、次のように組織的な対応を図れるよう、研修や担当者会で周知しています。まず、心の教育相談員が相談室の開放や校内巡回、昼食を共にするなどの日常的な関わりの中で児童・生徒の様子を把握し、課題や変化を察知することに努めます。その「気付き」を相談員個人のものとどめず、速やかに担任や教育相談コーディネーター、管理職等の教職員と情報共有するとともに、適宜行われる学校の支援会議等において、共有された情報をもとに児童・生徒の課題に応じた具体的な支援策を検討します。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは外部の専門機関等と連携し、組織的かつ多角的なアプローチによる支援体制へと引き継いでいく流れをとっています。 今後とも、相談員と教員が共通認識を持って迅速に連携し、学校全体が児童・生徒の「安全な避難所」「安心の基地」として機能するよう、この一連の支援フローの充実と早期対応に努めていきます。	教育センター
15	1	19	1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策） 取り組み4 いじめ、不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援	弁護士有資格職員による分析結果を各学校へフィードバックすることで「各学校のいじめ認知度の高まりが見られた」とあるが、具体的にどのような変化をもって、そのように言えるのか、伺いたい。	「法律上のいじめ」は、日常用語で言う「いじめの芽」も含んだ広い概念であることから、「学年問わず、各学級で年間3、4件程度認知があるかどうか」を、適正な認知ができているかを図る1つの指標として各学校へ周知を図っています。 そして、各学校の年間の認知度を紹介したり、夏休み前時点で認知件数が0件の学級担任に無記名でアンケートをとり、認知や運用に関する疑問点への回答を全校へ共有することなど、意識の底上げを図りました。結果、一昨年度と比較して、昨年度、夏休み前時点で認知件数が0件の学級が大幅に減ったことから、「法律上のいじめ」と日常用語で言う「いじめ」の意味の違いや、認知をする意義について周知が図られ、認知度が高まった（現場全体での認知の感度の底上げが図れた）ものと評価しています。	学校教育指導課

No.	政策	頁	点検・評価報告書内 対象部分	意見	回答	関係課
16	2	24	1. 自己評価 ○各施策の取り組みと効果を総括	「学校でのノ－残業デー」の実施について、現場の声はどうだったのか、伺いたい。	実施後のアンケートでは、実施に賛成の意見が約80％、定時で帰れた方が約65％であり、自由意見として、「意識改革につながった」「仕事量の削減が必要」「授業時数の見直しが必要」「会議や研修はセットでない方がよい」「他の日にしわ寄せがきてしまう」などがありました。	学務課 教職員担当
17	2	24	1. 自己評価 ○課題	「課題」の部分の記載に関し、最後の文末が「・・・バランスを取る仕組みづくりが課題であると考える」となっているが、「バランスを取る仕組みづくり」の何が、の部分を確認に示す必要があるのではないか。	令和8年3月に業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、時間外在校等時間の削減と教員の働きがいの向上の2つを目標としています。令和7年度の時間外在校等時間の実績に対して、働きがいの数値は高いものと認識していますが、このことは、単に時間外在校等時間の削減を目指すだけではなく、教員の仕事へのモチベーションを高めた働きがいの向上を目指す必要があるものと認識しています。バランスを取る仕組みづくりについては、今後も意見交換会やアンケートを実施するなど、働き方改革に資する取り組みを推進していくにあたっての教職員の生の声に耳を傾けながら、働きがいの低下を招かないように取り組みを進めていきます。	学務課 教職員担当
18	2	25	2. 指標の推移	様々な取組を行っているにもかかわらず、「中学校」において増加している要因に関して、事務局としての見解を伺いたい。	時間外在校等時間は、小学校においては改善の傾向が見られますが、中学校においては、依然として高い数値にとどまっています。その背景としては、授業準備や学級経営、生徒指導、保護者対応に加え、部活動指導など、中学校の教員が担う業務が多岐にわたっていることに主に起因するものと認識しています。対策としては、令和8年度より、部活動に関して、課業期間中での朝練の廃止や湘南地区内での移動時における教職員の引率の廃止を実施しており、この見直しについては、負担軽減の効果が非常に高いものと認識しています。	学務課 教職員担当
19	2	24,2 5	1. 自己評価 2. 指標の推移	市民の方も報告書に目を通すことを考えると「時間外在校等時間」という語句について「在校等時間」と併せて、報告書末尾に言葉の意味を補足した方がよいかと思います。また、可能であれば、1ヶ月当たり45時間、80時間、年間360時間としている根拠についても、p.25の表の下、または語句の説明部分に記載した方がよいかと思います。	「時間外在校等時間」の用語の説明及び1ヶ月当たり45時間、80時間、年間360時間としている根拠については、次の説明文をP.25④教職員の時間外在校等時間の割合の表の下部に追記します。 「時間外在校等時間とは、在校等時間（教員が学校教育活動に関する業務を行う時間（休憩時間を除く））から正規の勤務時間（1日当たり7時間45分）を除いた時間のこと。なお、月45時間、月80時間、年360時間は、国の指針や県の計画、労働基準法等を参考として、目標値等を設定している。」	学務課 教職員担当
20	2	24,2 5	1. 自己評価 2. 指標の推移	茅ヶ崎市の時間外在校等時間を、令和4年度の教員勤務実態調査の値と比較すると、相対的に良好な値を示していると思います。一方で、特に中学校の先生方の時間外在校等時間の長さが気になります。部活動指導が中学校の先生方の長時間労働の一要因になることが多く指摘されていますが、茅ヶ崎においては中学校の先生方の時間外在校等時間の長さの理由をどう捉え、どのような対策をしているのでしょうか。	時間外在校等時間は、小学校においては改善の傾向が見られますが、中学校においては、依然として高い数値にとどまっています。その背景としては、授業準備や学級経営、生徒指導、保護者対応に加え、部活動指導など、中学校の教員が担う業務が多岐にわたっていることに主に起因するものと認識しています。対策としては、令和8年度より、部活動に関して、課業期間中での朝練の廃止や湘南地区内での移動時における教職員の引率の廃止を実施しており、この見直しについては、負担軽減の効果が非常に高いものと認識しています。	学務課 教職員担当
21	2	25	2. 指標の推移 ④教職員の時間外在校等時間の割合	中学校教員の残業についてです。部活動に費やす時間が多いため、中学校教員の方が残業時間が多いのではないかと推察いたします。平塚市では部活動の朝練習を無くしたと聞きましたが、茅ヶ崎市ではまだ朝練習は実施しているのでしょうか。 また、数字上はこのような結果ですが、現状は家に持ち帰り、教材研究などを行っている方が多くいると思います。特に子育て世代の方は、早く帰宅する必要があるので、家で仕事をしないといけないことも多々あると思います。時間外在校時間の割合の増減に一喜一憂することなく、学校外の見えない残業があることも忘れてはいけないと思います。	時間外在校等時間は、小学校においては改善の傾向が見られますが、中学校においては、依然として高い数値にとどまっています。その背景としては、授業準備や学級経営、生徒指導、保護者対応に加え、部活動指導など、中学校の教員が担う業務が多岐にわたっていることに主に起因するものと認識しています。対策としては、令和8年度より、部活動に関して、課業期間中での朝練の廃止や湘南地区内での移動時における教職員の引率の廃止を実施しており、この見直しについては、負担軽減の効果が非常に高いものと認識しています。 また、令和8年3月に業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、時間外在校等時間の削減と教員の働きがいの向上の2つを目標としています。単に時間外在校等時間の削減だけではなく、教員の働きがいの向上にも努めていきます。	学務課 教職員担当
22	2	25	2. 指標の推移	P.24の1自己評価の総括に記載されているように、地道で粘り強い取組と改善の必要性が述べられていることに関連して、地道な取組の中に、地域や保護者への理解を一層図ることもその一つかと捉えています。 従って、昨年度実施した地域・保護者向けパンフレットの配布の工夫のように、地域や保護者に対する周知に関しての継続した取組や工夫がどのようになされているか、地域や保護者から具体的な声として上がっているものがあれば提示いただきたい。	昨年度に実施した地域・保護者向けパンフレットの配布時において、「教員は今後地域の行事に参加しないということか」などのご意見をいただいています。教員の置かれている日々多忙な状況を含めたパンフレットの趣旨等を丁寧に説明させていただいています。今後も学校運営協議会や保護者懇談会などを通じて、丁寧な説明や意見交換を行いながら取り組みを進めていきます。	学務課 教職員担当
23	2	27	2-1 教職員の教育活動への支援（重点施策） 取り組み1 教職員の人事・福利厚生に関わる事務の実施	サポートスタッフを配置してくださるのは、現場にとってとてもありがたいと思います。サポートスタッフは県の採用と聞いたことがあるような気がするのですが、茅ヶ崎市で採用して、さらに数を増やすことは難しいでしょうか。	スクールサポートスタッフは、多忙な教員の業務補助を行う上で、教員の負担軽減に大きな効果があるものと認識しており、現在、全ての小・中学校に配置をしています。また、任用の形態としては、県費負担の会計年度任用職員となることから、市費による配置は困難な状況ではありますが、今後も、学校の実情に応じた効果的な配置に努めていきます。	学務課 教職員担当
24	2	27	2-1 教職員の教育活動への支援（重点施策） 取り組み1 教職員の人事・福利厚生に関わる事務の実施	ストレスチェックを実施していますが、実施時期が年度初めと聞いています。年度が始まったばかりではなく夏休み後のほうが良いと思います。	ストレスチェックの実施時期については、例年6月中旬から7月上旬頃に実施しています。理由としては、年度初めの4月から5月は繁忙期であることから時期をずらして実施しています。また、実施後は、学校ごとの集団分析の結果を活用し、管理職向けの研修を行うことで、学校全体のメンタルヘルス対策の向上を図っています。	学務課 教職員担当
25	2	29	2-1 教職員の教育活動への支援（重点施策） 取り組み2 教職員・教育関係者を対象にした研修の実施	【茅ヶ崎市の未来と歴史】をテーマに研修をされたというのが素晴らしいと思いました。茅ヶ崎市にゆかりのない先生方もたくさんいらっしゃると思いますので、まずはどのような市なのかを知ること大切だと思いますし、授業内容にも活かせると思いました。ぜひ継続をしてほしいと思いました。	市初任者研修会（第4回）（7月31日、8月6日開催）については、他県や他市町出身の初任者が多い現状を踏まえ、単なる授業づくりのための地域の素材探しにとどまらず、教員としての教養を高めること、そして「茅ヶ崎市の教職員」としての自覚を醸成することを主眼として実施しました。 指導者自身がこの街の過去・現在・未来を深く理解するとともに、「子どもたちが郷土を学ぶことの教育的意義」を身をもって実感できるよう、博物館や産業観光課との部局間連携を図りながら、博物館での歴史探訪や新設の道の駅の視察という実体験と仲間との協力的課題解決活動をプログラムの内容としました。 今年度も、教員が郷土「茅ヶ崎」への理解を深めることで子どもたちにとっての郷土「茅ヶ崎」への理解へとつながるよう、初任者同士が協働して課題解決を図るような初任者研修会を計画しています。	教育センター

No.	政策	頁	点検・評価報告書内 対象部分	意見	回答	関係課
26	2	31	2-1 教職員の教育活動への支援（重点施策） 取り組み3 教職員の自主的な研修を実施	「研修観の転換」が指摘されている中で、教員の自主研修の場として「トワイライトセミナー」はいち早く、その趣旨を捉えて実施されてきていると認識している。今後の展開の方向性について、具体的な内容を伺いたい。	本事業は、自主的な研究や研修の支援を目的とし、業務時間外に教育センターの施設を開放してきました。これまで、有志教員による自主的な相互交流や研修、調査研究員会の自主研究などの場として活用されていた時期があり、その後、主に教育指導員への教育活動全般に関する個別相談へと移り変わり、利用者が限定的になりつつありました。一方、ここ数年、トワイライトセミナーではない、業務時間内での相談希望、臨時的任用職員やファーストキャリアの教員に対する学校現場での授業参観を踏まえた指導・助言に係る管理職からの要請が増加しており、いずれも要請訪問研修として対応してきました。こうした教職員のニーズの変化や教育活動の改善に資する校務としての位置付け及び、多種・多様な教職員の悩みや不安解消の手立てや働き方改革等を踏まえた教育センターの事業推進などを総合的に検討した結果、事業を統合し、学校訪問型・教育センター来所型・オンライン型の3タイプを設定した「要請研修」を新設することとしました。また、業務時間外の自主的な研究・研修のための施設利用については、随時対応する手立ても整えています。 今後、教職員の離職や休職の背景にある、管理職が早期に把握した悩みや不安、課題を共有し、教職員一人一人へのきめ細かな支援・伴走型の研修の在り方を随時検討していきます。	教育センター
27	3	39	2. 指標の推移 ⑬児童クラブの入所児童数	児童クラブの入所児童数の目標値が、2,300人以上となっているが、そもそも受入可能人数が、2,300人に達成していないのではないのでしょうか。 目標の数値もしくは記載方法の変更を検討してください。	本市では、継続的に発生している児童クラブ待機児童の解消を図ることを目的に、これまでに茅ヶ崎小学校区や柳島小学校区等、特に対策の必要性の高い地域を優先的に施設の新設等に取り組んできました。 その結果、令和8年4月1日時点における本市児童クラブの受入可能人数（定員数）は2,375人となっており、R12時点の目標値となる児童クラブ入所児童数2,300人を受け入れられる状況となっています。 しかしながら、学区によって児童クラブニーズに差が生じている状況もあることから、今後も各小学校区における適切な定員設定を見極めながら、児童クラブ運営を進めていきます。 また、R12時点の目標値は、組織改正により令和6年度（令和5年度実績分）から児童クラブについても、点検・評価を行うこととなり、その際に今後の児童数の推計やこれまでの入所児童数から推計した数値を目標値としていますが、No.2でも記載のとおり、他の政策も含め目標値の考え方から検討が必要と認識していますので、次年度の点検・評価で見直しを検討していきます。	青少年課 教育総務課
28	3	40	3-1 社会教育関係職員の人材育成 取り組み1 社会教育事業の推進と社会教育関係職員の資質向上	社会教育委員の会議の開催ですが、3回のほかに起草委員会を数回開催していますが、この開催もカウントしたほうが良いと思います。	ご指摘のとおり、答申や提言の作成にあたり、社会教育委員の会議の定例会及び臨時会での協議に加え、社会教育委員の有志で組織した起草委員会において検討を行い、調査研究を行いました。起草委員会については、令和2年度：1回、令和3年度：4回、令和5年度：5回、令和6年度：2回、令和7年度：4回開催しましたので、点検・評価報告書に追記します。	社会教育課
29	3	41-44	3-2 学びと交流を通じた地域の教育力の向上（重点施策）	地域と学校が連携して様々な取組みをされているのがとても良いと思います。地域全体で子育てをしてくださっているような気持ちになれます。我が家もお話会や公民館行事には何度も参加させていただいており、身近なところで気軽に参加できるのがとてもありがたいです。ぜひ今後もお世話になっていきたいです。	（意見のため回答なし）	社会教育課 公民館 青少年課 青少年会館 図書館
30	3	46	3-2 学びと交流を通じた地域の教育力の向上（重点施策） 取り組み3 多様な主体と連携した学習機会の提供	文化財保護担当「縄文体験講座」ですが、公民館だけではなく、茅ヶ崎市博物館との連携も可能になると考えます。文化財保護担当と学芸員との連携などを通して、公民館と博物館の連携につながるのではないのでしょうか。	「縄文体験講座」は、小学生を対象とし、社会教育課文化財保護担当が講師となって、博物館所蔵の市内出土遺物であるシカ角製の釣針を活用しながら、漁労を中心に縄文時代の茅ヶ崎について解説し、ワークショップとしてシカ（エゾシカ）の角から釣り針の作成を行いました。このように、公民館、社会教育課文化財保護担当、博物館学芸員が連携し、それぞれの特性を生かしながら、連携を図り、市民の学びを深める機会の充実に努めていきます。	社会教育課 博物館
31	3	48-49	3-2 学びと交流を通じた地域の教育力の向上（重点施策） 取り組み4 市民主催の学習活動を支援	「地域住民等が主催する講座開催への支援」の集計方法を変更しましたが、記載内容では今一つ理由がわかりません。	公民館との関わりにより、地域の人材を地域の教育に生かす機会は、全て「講座開催への支援」であるとして幅広く捉え、地域団体やサークルが主催する講座の集計だけでなく、公民館との共催講座、地域の人材を講師に招いた公民館の主催する講座、地域の方や公民館利用サークルが運営主体となる「公民館まつり」等も対象としました。	公民館
32	－	－	－	【夏休みの居場所づくり】という文言がありましたが、どのような形なのかを知りたいです。学童のようなものを指すのでしょうか。P.48にある【夏休み自由広場】のようなものを指すのでしょうか。	本報告書の中では、P.48の小・中学生を対象としたサークル体験事業「夏休み自由広場」、P.46の小学生を対象とした地域団体等のボランティアによる調理実習等のように、社会教育の場である公民館として、地域の子どもたちが学びながら夏休み期間中に過ごす場所として、さまざまな事業を行い、居場所づくりを行っています。 また、学校運営協議会の中で協議がなされ、共働き世代が増える中、長期休業中の子どもの居場所づくりとして、地域のコミュニティセンター等で委員や地域の方の見守りのもと、宿題を行ったり、地域の方がワークショップなどを開いたりする取り組みを行っている学校があります。	教育総務課 学校教育指導課 公民館
33	3	50	3-3 青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備 取り組み1 青少年の居場所の創出	児童クラブの運営ですが、実績では定員に満たない数値で推移しているため足りているように見えますが、現状は希望者が多いクラブと定員割れしているクラブがあるのではないのでしょうか。なぜ定員割れしているのかの検証をするとともに希望者の多い地域への対応をお願いします。	本市児童クラブにつきましては、対象範囲を原則小学校区ごとに区分して運営を行っています。そのため、対象となる小学校在籍児童数の増減や保育需要率によって、待機児童が発生している地域がある一方で、一部定員割れとなっている地域もある状況となっており、市内でも地域差が出てきています。 今後も引き続き、各小学校区における適切な定員設定を見極めながら、児童クラブ運営を進めていきます。	青少年課
34	3	50	3-3 青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備	令和7年度の点検・評価に直接関係がありませんが、青少年の居場所として公民館、青少年会館、地域集会施設等の公共施設がありますが各施設での退館時間が違います。茅ヶ崎市として統一することはしないのでしょうか。	施設の開館・閉館時間については、施設所管課が施設の目的や利用者の属性などを考慮してそれぞれ設定しているため、市として統一していませんが、教育委員会所管の施設については、子どもたちの利用も多いことから、原則的には、保護者が同伴していない場合は、青少年会館は小学生は17時、中学生は19時、公民館は小学生は4/1～9/30は17時、10/1～3/31は16時30分、中学生は19時で帰宅するよう促しています。	公民館 青少年会館

No.	政策	頁	点検・評価報告書内 対象部分	意見	回答	関係課
35	3	52	3-3 青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備 取り組み3 青少年が健やかに成長できる環境づくり	子ども会についてですが、役員の担い手不足により継続が困難になっている子ども会が増えていると聞いています。この状況に対しての対応は検討していますか。	子ども会は、子どもの減少や保護者が役員等の負担を懸念しての担い手不足等により、減少傾向にあります。本市では次のような取り組みをしています。 ・市の取り組み （１）子ども会への補助金 市からは各単位子ども会に対し補助金の交付を実施しており、財政的な運営支援を行いつつ、令和８年度より窓口での申請から電子申請システムでの申請も可能としており、単位子ども会役員の事務的負担の軽減にも努めています。 （２）子ども会活動の周知 機会を捉え、市民へ子ども会の活動を知っていただく取り組みをしています。直近では、令和８年４月の広報紙で子ども会活動を紹介しています。 ・市と茅ヶ崎市子ども会連絡協議会（以下、「市子連」という。）が連携した取り組み （１）新任役員の不安の軽減 市子連、青少年指導員、行政の三者で連携し、新任の単位子ども会役員に対して子ども会新役員研修を実施しています。本研修は、貸出物品や保険、運営の方法を案内し、新任役員に対する不安の軽減に資する内容・取り組みとなっています。 （２）好事例の共有 市子連と連携し、各単位子ども会へ担い手不足への対策に係る情報提供、情報交換を行っています。例えば、市子連の定例会において、役員だけで子ども会を運営するのではなく、イベントごとに保護者の手伝いを募ったり、一部子どもに司会などの役割を持たせたりなど、運営について工夫している事例を紹介する場を設けていきます。	青少年課
36	3	56	3-5 家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成 取り組み1 保護者を対象とした学習や交流の場の提供	家庭教育の支援事業の開催について、令和７年度より令和６年度の開催回数が多いにも関わらず、延べ人数はほぼ同じです。１回あたり多くの参加者が多いことがうかがえます。開催が多くなれば、より多くの参加者が見込めるのではないのでしょうか。	講座運営の担い手である地域のボランティア団体や講師も高齢の方などには負担がかかることから、開催回数の決定には十分な検討・調整が必要です。いただいたご意見についても参考にしつつ、地域の実情に合わせ、今後も持続可能な事業展開を行っていきます。	公民館
37	4	64	1. 自己評価 ○各施策の取り組みと効果を総括	「赤ちゃんと一緒に博物館見学会」があることで、子育て世代が博物館に触れ合う絶好の機会であると同時に、赤ちゃんが育ち、継続的な博物館利用者にもつながることから、充実した見学会を継続すべきではないでしょうか。	ご意見いただきましたとおり、小さなお子さま連れの方にも気兼ねなく博物館を楽しんでいただける環境づくりは非常に重要だと考えています。当館としても、全ての来館者の方が安心して楽しめる場を提供するため、本事業は今後も継続していきます。	博物館
38	4	64	1. 自己評価 ○各施策の取り組みと効果を総括	遺跡で天体観測会を開催することは、学際的なつながりに広がり、博物館ならではの学びの提供であると考えます。遺跡以外にも博物館で扱う資料には、学際的なつながりがありますので、多種多様な市民の学びのニーズにこたえられるような、思いもよらない「つながり」を気づくことができるような活動を期待しています。	遺跡での天体観測会は、文化財・歴史・自然科学を結びつけ、市民が地域の歴史を多角的に捉える契機となる、博物館ならではの学びの機会であると認識しています。 令和７年度は、下寺尾官衛遺跡群が国指定10周年を迎えたことを契機に、普及啓発の一環として、青少年課と連携し、「ちがさき宇宙教室」において、星空と遺跡を関連づけた解説を行いました。子どもたちにとって、地域の遺跡を単に過去のものとして学ぶだけでなく、自然、土地の成り立ち、人々の暮らしと重ねて考えることは、学問分野を越えた新たな気づきにつながるものと考えています。 今後も、博物館資料や文化財を、自然や歴史・文化など複数の視点から読み解く取り組みを進めるとともに、関係課との連携を図りながら、市民の多様な学びのニーズに応え、思いがけない「つながり」に出会える学習機会の創出に努めていきます。	社会教育課 博物館
39	4	64、 (29)	1. 自己評価	下寺尾遺跡の活用や学習環境の整備が不十分とのことでしたが、P.29に記載があるような教員の初任者研修や経験者研修などの課題として扱ってみるのはいかがでしょうか。下寺尾遺跡を自身の授業の中で触れるとしたら、どのような形で扱うかを考えたり、意見を出し合ったりする研修も面白いなと思いました。市で活用することも大切ですが、日々の授業の中で地域の財産について触れられると、子供たちの地域への理解や愛情も深まるのではないかと思います。	下寺尾遺跡をはじめとする茅ヶ崎市の歴史資源につきましては、社会教育及び学校教育両面で学習環境を整備していくことは重要であり、実情に応じて学習内容として扱っている学校もあるとともに、「わたしたちの茅ヶ崎」では、下寺尾遺跡に関する内容を掲載しています。初任者研修におきましては、P.29に記載のとおり（No.25の回答も参照）、令和７年度の初任者研修会で茅ヶ崎市の歴史を題材とした内容の研修を実施しました。初任者研修や経験者研修においては、教員の課題や実態を踏まえて、限られた研修回数と時間の中で、教員として求められる資質・向上のための内容を立案しているところですが、ご提案については、今後の参考とさせていただきます。	教育センター
40	4	65	2. 指標の推移 ②文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数（人）	公開事業の参加者数は、令和6年度より減少しているものの、参加者数が多いようです。ますますの拡充を望みます。	市内で発掘調査された遺跡について、その結果を広く市民に公開し、埋蔵文化財に対する理解を深めることを目的に遺跡調査資料の展示会を博物館を会場として実施しています。参加者数の増減は、展示会の開催期間の日数の増減による影響が要因の一つと考えられます。 本市の歴史や文化財の価値をより多くの方へ知っていただけるよう、効果的な情報発信に取り組み、文化財への理解と関心を深める機会の充実を引き続き図っていきます。	社会教育課

No.	政策	頁	点検・評価報告書内 対象部分	意見	回答	関係課
41	4	66	4-1 郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開（重点施策） 取り組み1 博物館・民俗資料館を拠点とした教育活動の実施	デジタルアーカイブの公開点数と閲覧人数が着実に増加しており、現在期待される博物館活動の充実さを物語っていると考えます。併せて、図書館や公文書館が扱うデジタルアーカイブなどとタグ付けし、積極的なLMA連携を期待します。	当館のデジタルアーカイブの取り組みについては、今後も資料の収集・公開の充実を図り、利活用の促進に努めていきます。また、図書館や公文書館をはじめとする関係機関との連携については、地域の資料や記録をより有効に活用していく上で重要な視点であると認識していますので、引き続き、可能な連携のあり方について検討していきます。	博物館
42	4	66	4-1 郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開（重点施策） 取り組み1 博物館・民俗資料館を拠点とした教育活動の実施	デジタル田園都市国家構想交付金とはなんでしょう。	デジタル田園都市国家構想推進交付金とは、デジタル化による地域の課題解決や魅力向上に向けて、デジタル実装に必要な経費などを支援するための国の交付金です。茅ヶ崎市教育委員会では、本交付金を活用し、博物館資料等のデジタルアーカイブの構築や、統合型校務支援システムの導入を行いました。	教育総務課
43	4	67	4-1 郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開（重点施策） 取り組み1 博物館・民俗資料館を拠点とした教育活動の実施	「赤ちゃんと一緒に博物館」とはどのような内容ですか、子育て世代向けの事業は良いと思いますが、赤ちゃん向けの博物館での事業とはどのような内容でしょうか。	「赤ちゃんと一緒に博物館」は、小さなお子さま連れの方にも気兼ねなく利用いただけるよう企画した取り組みです。赤ちゃんが泣いてしまうのではないかとといった不安から来館をためらう方もいらっしゃることを踏まえ、そうした心理的なハードルを下げ、安心して利用いただける環境づくりを目的としています。図書館ボランティアスタッフと連携した「わらべうたの会」の実施や、授乳室・おもつ替えスペースの整備、貸出用ベビーカーの用意などにより、安心して過ごしていただけるよう配慮しています。	博物館
44	5	78	5-3 教育に関する基礎研究の推進（重点施策） 取り組み1 茅ヶ崎市立小・中学校の児童・生徒の学習・生活状況の把握	「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」の実施及び分析を通じて、政策立案や教育実践等に活用している点は大切な取組だと思いました。分析内容は動画としてまとめて、初任者研修会では事前課題として動画を視聴することを求めているようですが、動画の時間はどの程度でしょうか。また視聴回数が96回とありますが、この数値について、もし過去の数値との比較等を通じた評価が可能でしたらお聞きしたいです。	分析結果をまとめた動画は、30分程度となっています。分析結果を動画配信するきっかけとなったのはコロナ禍であり、それ以前は市調査研究発表会において分析結果を発表していました。より多くの教職員が本意識調査の結果と分析内容を知ることができるよう、教職員専用ホームページにおいて継続して動画配信を行うとともに、令和5年度から初任者研修会の内容に、動画視聴及び児童・生徒の意識と授業実践を関連付けた考察を組み込んでいるところです。視聴回数の推移としては、令和5年度が202回、令和6年度が293回と比較し、令和7年度が96回と極端に減少している状況です。動画視聴を行った教職員の属性は不明であるとともに、初任者研修対象者の人数は、令和5年度が37名、令和6年度が36名、令和7年度が25名となっていることから、視聴回数の推移に関する要因については現時点で分かりかねる状況です。	教育センター
45	5	79	5-3 教育に関する基礎研究の推進（重点施策） 取り組み2 幼児期の教育等に関する講座・講演会等の開催	私は講座や講演会が好きで、積極的に参加したいと思うタイプの人間です。特に初めての子育てなので、子育て関係の講演はぜひ参考にさせていただきたいと思います。しかし、子連れだと1時間以上の講座や講演を受講するのは難しいです。別室でのモニター視聴環境があることなどを宣伝のタイミングで大々的に伝えてもらえると、私たち子育て世代も気軽に参加できそうで、ありがたいなと思いました。あと欲を言えば、子育て系の講演会では託児があるととても嬉しいのです。	講座・講演等については、乳幼児同伴の保護者の方のために、気兼ねなく自由に入退場を行える座席の配慮、お子さんがおもちゃ等で遊んでいる傍で講演を聴くことができるマットを敷いたスペースの設置、モニター視聴可能な別室の設置に取り組んでいるところです。今後、積極的に広報を行うなど、より多くの方にも参加いただきやすい環境づくりに努めていきます。なお、託児については、安全確保や専門的人材の複数配置が必要となることから、現時点では実施が難しい状況ですが、今後の参考とさせていただきます。	教育センター
46	5	81	政策5の指標一覧 ②調査研究等の成果の公表状況と調査研究発表会の参加者数	研究等の成果の発表回数について、コロナウイルスの影響もあるかと思いますが、令和2年度からそれまでの傾向と大きく変わっています。この理由は何でしょうか。	P81グラフの下部「※」に記載のとおり、令和2年度より研究発表の場として、①市調査研究発表会、②神奈川県教育研究所連盟研究発表大会、③研究集録の作成、④児童生徒意識調査のホームページへの掲載、⑤研究集録等の教育センター教職員専用ホームページ「学びのひろば」への掲載、の5事業へと変更したためです。なお、令和2年度及び令和3年度はコロナ禍による影響を受け、開催できない事業もありました。また、神奈川県教育研究所連盟研究発表大会が令和6年度をもって終了したため、令和7年度の発表回数は4回となっています。	教育センター
47	6	82	1. 自己評価	学校施設が災害時の避難場所の機能をもつ、という話に関してです。大地震が発生した場合、津波から逃れるために高い建物に上りたい状況が出てくると思いますが、生徒が在校中に一般人が避難のために学校に入ってよいのでしょうか。また、夜間の場合は緊急時にガラスを破壊して入るしかないと思うのですが、こちらも良いのでしょうか。	津波から命を守るためには「避難対象地域外へ出ること」が最優先ですが、避難が間に合わない場合、児童・生徒が在校中であっても小・中学校に避難することが可能です。夜間・休日などで学校施設が施錠されている場合、津波が迫っていて他に避難手段が無い状況であれば、扉やガラス等の設備を破損して避難することは問題ありません。 令和8年度中に、夜間や休日の避難のため、大津波警報発表時の浸水想定区域内にあり「津波避難ビル」となる小・中学校9校を対象に「地震解錠ボックス」を校門付近に設置する予定です。 ※地震解錠ボックスは震度5弱程度以上の揺れをセンサーが感知した際に、自動で扉のロックが解除される仕組みの壁掛式のボックスです。避難者がボックス内の学校施設の鍵等を取り出し、解錠することで迅速な避難ができます。	防災対策課
48	6	83	2. 指標の推移 ①教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できるとする割合	改修工事を継続的に取り組まれてきている中で、令和7年度時点で教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う児童生徒の割合が小中学校ともに60%台ですが、40%程度の児童生徒はどういった点に安心ができない部分があるとお考えでしょうか。	空調設備の設置やトイレ改修、大規模改修工事等各种改修工事を進めているところではありますが、建設後50年以上を経過した校舎及び体育館が全建物の3割以上（昭和50年代以前に建設された40年以上経過した建物は7割以上）を占めてきており、建物全体の老朽化が進んできていることやトイレの洋便器化が完了していないこと、空調設備の設置状況などが一因に挙げられると考えています。	教育施設課

No.	政策	頁	点検・評価報告書内 対象部分	意見	回答	関係課
49	7	88	1. 自己評価	自転車に対する青切符制度導入に伴い、自転車の乗り方に関する教室の必要性が求められていると思います。関心が高い内に様々な場面で実施してもらいたと思いますが、警察は土日対応しないということです。警察を含め土日できるよう検討していただけないでしょうか。	市内小・中学校では、発達段階に応じた交通安全教室を開催し、歩行・自転車の乗り方に関する注意喚起や、実技講習を実施しています。 土日の実施については、土曜参観に合わせて実施することで、地域や保護者の方にもご協力をいただきながら児童・生徒の安全意識を高める機会にもつながる一方で、関係部局・機関との調整が必要であるため、検討していきます。	学校教育指導課
50	7	92	7-2 中学校給食の実現（重点施策） 取り組み1 中学校給食実施に向けた検討	給食の喫食率62％は少ないと感じました。お弁当箱の内容量（特に白米）を減らし、おかわり用の食缶を職員室や学年ごとなどに用意することは難しいでしょうか。 記述にもあった通り、男女によっても、運動部かどうかによっても食べる量は全然違うと思います。とにかくよく食べる生徒もいますので、おかわりができるようになったら良いなと思いました。	ご飯の量につきましては、学校給食法に基づく「学校給食実施基準」に定められた中学生の必要栄養量（1食830kcal等）を満たすよう一律の量で提供しています。そのためお弁当箱の量をあらかじめ減らす調整は行わず、必要な栄養を摂取していただくことが望ましいと考えています。また、アレルギーを持つ生徒とのやり取りは危険なため、生徒間での量の調整はしないようお願いしています。その上で、体格や活動量による個人差に対応するため、各学級の主食コンテナに「おかわり食（ごはんのみ）」を追加配送し、学級単位で提供しています。おかわり食は、各校の状況に応じて学年単位で数量調整が可能（上限は予約者5人につき1個）であり、ニーズに寄り添った対応に努めています。 ご提案の「個々のお弁当箱の量を減らし、その分をおかわり用の食缶に回す」方法については、大規模な給食調理場の体制上、運用・時間面で以下の厳しい課題があります。 当市では毎日約4,000人分の給食を調理し、限られた昼食時間までに各校へ配送しています。お弁当箱を減らしておかわり用を増やすことは「大型容器や食缶」の総数増加を意味します。容器の増加は、①調理・盛り付け・積み込み、②配送トラックの積載スペース圧迫と運搬、③回収後の洗浄・消毒・翌日の準備という、全工程に多大な負荷をかけます。衛生管理基準に基づき、当日の洗浄から翌日の準備までを限られた時間内に完結させる調理場のサイクルにおいて、容器の増大は運用の継続を非常に困難にしまうのが実情です。なお、活動量に対して給食だけでは足りない生徒には、エネルギー確保を目的に「給食時補食（具材のないごはんやパン等の主食に限る）」の持参を可能とし、個々の必要量に応じられるよう配慮しています。 生徒の多様な食欲に応えつつ満足度を高めていくため、今後とも現行の仕組みを活かしながら、調理事業者と連携してより良い方法を研究していきます。	学務課
51	7	92	7-2 中学校給食の実現（重点施策） 取り組み1 中学校給食実施に向けた検討	中学校給食ですが、注文し忘れて当日昼食がない生徒への対応に教員が苦労していると聞いています。例えば注文していたが欠席して余った弁当を当てるなどの対応を検討してはどうでしょうか。	現在、注文忘れにより当日昼食がない生徒への対応において、学校現場や教員の皆様が苦慮されている状況は認識しており、負担軽減は重要な課題であると考えています。しかしながら、提案いただきました「欠席者の余ったお弁当をあてる」などの対応を仕組みとして運用していくには、以下のような実質的な課題があります。 第一に、「人数の把握と公平性」の問題です。当日の注文忘れの生徒数と、欠席者による余剰分をリアルタイムで正確に把握することは困難です。これらが一致しない場合、必要な生徒全員に行き渡らず、結果として不公平な状況が生じてしまう懸念があります。第二に、「予備食の本来の目的」との兼ね合いです。学校に配備されている予備食は、配膳時の落下や異物混入等の突発的なトラブルに備えるためのものです。これを注文忘れの生徒へ補填してしまうと、本来の緊急事態への対応に支障をきたす恐れがあります。 このような理由から、余剰分の流用による対応は難しいのが実情です。現在は、前日に翌日の予約状況を生徒自身が確認できる運用を行っていますが、今後は「注文忘れそのものを防ぐ仕組みづくり」や保護者へのリマインド強化など、未然に防ぐアプローチに注力し、教員の負担軽減につなげていきます。	